

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(作成日)平成 17 年 6 月 2 日 (最終改正日)平成 29 年 3 月 17 日</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 衛生証明書の発行 (1) 発行申請 輸出者は、輸出の都度、個別食品毎に別紙様式 1 に、以下の書面を添付して、荷口となる施設を管轄する都道府県等衛生主管部(局)食品衛生担当課長又は保健所長あて申請を行う。なお、電子メール又は<u>輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)</u>による申請を行う場合にあっては、別添 1 によるものとする。 (略) (2)・(3) (略)</p>	<p>(作成日)平成 17 年 6 月 2 日 (最終改正日)平成 28 年 6 月 3 日</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 衛生証明書の発行 (1) 発行申請 輸出者は、輸出の都度、個別食品毎に別紙様式 1 に、以下の書面を添付して、荷口となる施設を管轄する都道府県等衛生主管部(局)食品衛生担当課長又は保健所長あて申請を行う。なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添 1 によるものとする。 (略) (2)・(3) (略)</p>
<p>(別添 1)</p> <p>電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. <u>衛生証明書の発行申請前の手続</u> (1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 輸出者は、別紙様式 3 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (2) <u>NACCSにより発行申請を行う場合</u> 輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブ</p>	<p>(別添 1)</p> <p>電子メールによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. <u>輸出計画書の提出</u> 輸出者は、別紙様式 3 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。 (1) <u>輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</u> (2) <u>一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。</u> (3) <u>輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</u> (新設)</p>

<p><u>サイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u></p> <p>2. 衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、<u>電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を所定の証明書発行機関宛てに提出すること</u>（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合であって、1.（1）の食品輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 （略）</p>	<p>2. 衛生証明書の発行申請 輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を<u>電子メールに添付し、所定の証明書発行機関宛てに送付すること</u>（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>1. の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 （略）</p>
<p>（別紙様式1）～（別紙様式3）（略）</p>	<p>（別紙様式1）～（別紙様式3）（略）</p>